

平成30年度（2018年度）に係る定期監査の結果に対する措置状況

第1 監査結果の報告

平成30年度（2018年度）に係る定期監査の結果については、令和元年（2019年）5月14日、7月16日及び9月3日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（北海道公報第3号、21号及び第35号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

【一般会計及び特別会計】

1 不適切な会計処理等を行っているもの

監査報告の内容	講じた措置
《指摘事項》	
(1) 少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、翌年度予算で支出しているものが、5件、138万9,960円あった。 (日高振興局)	少額工事の契約に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、契約事務の進捗状況の確認など、内部牽制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。
(2) 役務の提供等の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、私費により支払っているものが、1件、15万9,840円あった。 また、決定書は作成したものの、私費により支払っているものが、平成27年度(2015年度)から平成30年度(2018年度)までの期間において、22件、7万1,619円あった。 さらに、塵芥収集運搬処理契約において、処理手数料については、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、平成28年度(2016年度)及び平成30年度(2018年度)において、2件、4,147円あった。 (上川総合振興局)	役務の提供等の契約及び支出を行うに当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

2 収入確保の視点から是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの【道税収入】	
道税収入においては、道税確保特別対策本部を設置して、収入確保に取り組んでおり、特に、個人道民税については、道と市町村による共同催告や共同徴収などを実施し、自動車税については、預貯金の差押えなどの強化、インターネットを利用したクレジットカード納税の推進に努めるほか、コンビニ納税の対象税目の拡大などにより、道税全体の収入未済額は減少したところであるが、依然として、	道税収入については、特に収入未済額が多額となっている個人道民税と自動車税について、重点的に徴収強化を図るなどして、道税収入の確保に努めます。 具体的には、個人道民税については、各総合振興局等において、全ての市町村と個別に徴収対策に関する意見交換を実施し、道と市町村が連名で行う共同催告や道が滞納事案を引き受けて直接滞納処

その額は多額となっている。

道税は、自主財源の根幹であり、税収確保はもとより、公平な税負担を求めることは極めて重要であることから、今後とも、自主納税の促進と滞納の実態に応じた適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。
(総務部)

分を行う直接徴収や徴収嘱託など、市町村の実態に即した効果的な取組を行います。

また、平成29年(2017年)10月に「北海道と道内全市町村による個人住民税の特別徴収推進宣言」を採択しており、引き続き、特別徴収の更なる推進に向けた取組を行います。

自動車税については、納税催告を効果的に行うほか、預貯金や給与の差押えを徹底するとともに、高額・悪質な滞納者に対する滞納処分を一層強化するなど、厳正な姿勢で滞納整理に取り組みます。

また、新たな収入未済額の発生防止については、引き続き、道税広報の充実を図るほか、インターネットを利用したクレジットカード納税や平成30年度(2018年度)から自動車税以外の税目についても拡大したコンビニ納税について、広く周知を図り、納期内納税の推進や新たな収入未済額の発生防止に努めます。

《指摘事項》収入未済額が1億円以上となっているもの【税外諸収入】

(1) 母子福祉資金貸付金収入等

母子・寡婦・遺児等に対する貸付金の返済に係る収入及び児童保護措置費徴収金などについては、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっていることから、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。
(保健福祉部)

母子父子寡婦福祉資金貸付金については、貸付時に面談を実施の上、償還の意識付けを図るほか、償還金の納入については、原則、口座振替によることとしています。

また、滞納者に対しては、電話や文書、戸別訪問による催告等を引き続き実施するほか、償還促進特別対策期間を設定し、滞納者への償還勧奨を強化する「償還促進特別対策事業」を実施します。

なお、上記取組後も引き続き償還の見込みがないと判断される滞納者については、民間の債権回収会社への委託を行い、未収金の効果的・効率的な回収の取組を進め、収入未済額の縮減に努めます。

児童保護措置費徴収金に係る収入未済については、児童相談室と連携しながら滞納世帯の生活状況の把握に努め、引き続き電話や文書による催告活動を徹底します。

児童扶養手当返還金に係る収入未済については、各振興局において町村との連絡を密にし、債権発生未然防止を図るとともに、債権が発生した場合は情報を迅速に本庁に伝え、早期対応に努めます。

また、電話や文書による催告活動を徹底し、収納率の向上に努めます。

生活保護費返還金に係る収入未済については、保健福祉部で毎年度実施している各振興局に対する生活保護法施行事務監査の場において、滞納者に対する催告の実施のほか、一括して納入することが

	<p>困難な場合の履行延期の特約及び被保護者の申出による保護費からの直接徴収の活用、さらに収入未済の発生防止に向けた取組状況について聴取の上助言指導を行うなど、債権自体の発生防止や収入未済の縮減に取り組んでおりますが、依然として、収入未済額は多額であることから、令和元年度(2019年度)においても生活保護法施行事務監査の場を通じて、各振興局から債権管理の取組状況などについて重点的に聞き取りを行い、「生活保護法債権管理マニュアル」で示している取組の徹底を図り、収入未済額が縮減されるよう努めます。</p>
<p>(2) 中小企業高度化資金貸付金収入等 中小企業高度化資金貸付金等に係る貸付金収入等については、未収金の管理回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。(経済部)</p>	<p>中小企業高度化資金貸付金等に係る収入未済については、従来の収入の確保の取組に加え、平成21年度(2009年度)から、債権管理回収業務を債権回収会社に委託し、収入未済額の解消に努めているところです。 今後とも委託先債権回収会社や関係団体などとの連携を密にして、なお一層の収入の確保に努め、収入未済額の解消を図ります。</p>
<p>(3) 林業・木材産業改善資金貸付金収入等 林業・木材産業改善資金等に係る貸付金収入等については、未収金の回収業務を債権回収会社へ委託するなど収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消を図る必要がある。(水産林務部)</p>	<p>林業・木材産業改善資金の収入未済額については、平成20年(2008年)4月に策定した「林業・木材産業改善資金債権保全等に係る事務取扱要領」により、滞納者の状況を滞納の実態に応じて7区分に類型化し、区分毎の対応方針を決定して、集中的な直接訪問による催告や文書催告等を行うとともに、貸付審査基準の強化により、新たな収入未済額の発生の抑制を図る等の取組を行っているところです。 また、平成25年度(2013年度)から回収業務の一部を債権回収会社に委託しており、なお一層の収入未済額の解消に努めます。 特用林産物振興資金貸付金の収入未済額については、引き続き面談や文書、電話による催告を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>
<p>(4) 道営住宅使用料収入等 道営住宅使用料、堤塘使用料などについては、収納強化月間を設定して行う訪問徴収、退去者に係る未収金収納業務の外部委託、滞納整理事務に係る研修会の開催などの徴収対策に努めたことから、収入未済額が減少しているところであるが、依然とし</p>	<p>道営住宅使用料等の収入未済額については、これまでの取組を継続的に行い、収納強化、収入未済額の縮減を図ります。 また、口座振替の利用や生活保護受給者に対する代理納付を促進し、新たな収入未済の発生防止に努めます。</p>

<p>て収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(建設部)</p>	<p>堤塘使用料の収入未済金については、徴収事務担当者が出席する各種会議において、滞納整理の事務処理などの説明を行い職員個々の滞納整理に対する知識の向上を図るほか、毎月、滞納整理状況の内容を確認し、指導、助言を行っています。</p> <p>また、建設管理部から「高額滞納者への対応計画」と「少額滞納者の調査票」の提出を受け、滞納者ごとの対応方針や処理計画について、指導、助言を行います。</p> <p>土地区画整理事業資金貸付金の収入未済額については、引き続き債権者や連帯保証人に対する催告や資産調査を継続しつつ、組合経営の健全化により貸付金返済財源が確保されるよう、認可庁及び地元自治体の関与を強く求めるとともに、北海道債権管理条例の適正な運用により、収入未済の解消に努めます。</p>
<p>《指導事項》収入未済額が1,000万円以上となっているもの【税外諸収入】</p>	
<p>(1) 農業改良資金貸付金収入 農業改良資金貸付金収入については、借受者や連帯保証人から分割納付させるなど、滞納整理に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、引き続き、収入未済額の解消に向けた取組を進める必要がある。(農政部)</p>	<p>農業改良資金貸付金収入の収入未済については、借受者や連帯保証人に対し、訪問や文書等による催告や現状のヒアリングのほか、不動産等の資力調査などを実施するとともに、引き続き、収入未済の解消に向け関係機関と連携を取りながら、借受者の現状を踏まえた文書や訪問等による効果的な催告などにより、収入の確保に努めます。</p>
<p>(2) 公立高等学校奨学資金貸付金収入等 公立高等学校奨学資金貸付金収入等については、滞納整理方針を策定し、未納者及び保証人への催告などにより収入確保に取り組んでいるが、依然として収入未済額が多額となっているので、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。(教育庁)</p>	<p>公立高等学校奨学資金貸付金収入並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金返還金については、滞納者から経済状況や今後の償還見通しについて文書で報告を受けたり、所在不明者の戸籍照会及び長期滞納者の保証人への催告強化などに加え、短期滞納者には、督促状の指定期限までに納付しない場合、速やかに催告を行い滞納の長期化の防止に取り組んでいるところであり、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。</p> <p>また、高等学校授業料収入については、未納者に係る債権管理について、教育局が授業料等債権管理票を基に電話や文書による催告を実施するほか、滞納者への家庭訪問を行い、面談により現状を正確に把握することで、個々の滞納者の実情に応じた「授業料滞納確認書・納付計画書」の提出を求めるなどの取組を行っており、引き続き収入の確保に努めます。</p>

(3) 放置違反金収入

放置違反金については、文書、電話、戸別訪問などによる催告のほか、預貯金や給与の債権差押えを積極的に実施するとともに、動産差押えを強化したことにより、収入未済額は減少したところであるが、依然としてその額は多額となっていることから、今後とも、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止を図る必要がある。

(警察本部)

放置違反金収入については、住民基本台帳ネットワークサービスを活用するなど滞納者情報の早期把握と滞納状況の早期解消に努めているところですが、従前からの取組である財産調査の徹底と預貯金や給与などの債権差押えを強化するほか、インターネット公売を活用した効率的な滞納者差押財産（動産等）の換価処分の実施や分納による自主納付の促進など、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、引き続き収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に努めます。

3 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 契約に係る事項	
《指摘事項》	
委託契約の予定価格の積算において、清掃をする必要のない浴室を含めて積算したことなどから、契約金額が割高となっているものが、1件、8万3,160円あった。 (渡島総合振興局)	委託契約に係る予定価格の積算に当たっては、清掃面積などの算定を複数の職員で確認を行い、適正な事務処理に努めます。
《検討事項》	
衛星携帯電話については、造林事業の竣工検査等の際、通常の携帯電話が不通となる箇所において、緊急事態が生じた際の連絡手段として、各総合振興局等に導入している。 しかし、各総合振興局等では、所管する地域内において、通常の携帯電話での通話が可能なため業務等に携行していない実態や長期間携行していないため、機器の使用が可能であるか不明となっていることから、各総合振興局等の地域の実情に応じた設置のあり方について検討する必要がある。 (水産林務部)	衛星携帯電話の設置については、調査を実施したところ、大半の部局において使用実態がないため、通常の携帯電話で対応できない部局を除き、廃止しました。 また、継続使用する部局については、適正な管理を徹底します。
(2) 財産に係る事項	
《指導事項》	
庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却などに取り組んでいるが、依然として処分可能な未利用地が多数あることから、さらに売却等の処分の促進を図る必要がある。	未利用地のうち、利用見込みのない土地については、これまで民間有識者等からの意見を踏まえ、ホームページでの未利用地情報の掲載や不動産業者等への情報提供を行うとともに、建物付き売却促進などを行ってきたところです。 今後も引き続き、効果的な売却推進策を執り進めるとともに、より購買者ニー

<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度(2018年度)処分面積 433,887㎡ 平成31年(2019年)3月末未利用地面積 2,758,547㎡ 平成31年(2019年)3月末処分可能未利用地面積 1,468,974㎡ (総務部) 	<p>ズに即した情報提供に努め、一般競争入札等による成約率の向上を図るなど、遊休資産の処分促進に努めます。</p>
---	---

4 法規性の観点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 収入に係る事項	
《指摘事項》	
<p>ア 不動産の取得について、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてした取得に対しては不動産取得税を減免することとされているが、減免額の算定に用いる補助金の額などを誤ったことから、不動産取得税の減免額を過少に決定しているものが、1件、17万9,352円あった。(渡島総合振興局)</p>	<p>不動産取得税の減免額等の算定に当たっては、従前の決裁ルートによるチェックのほかに担当者以外の検証者による点検を行い、算定誤りが発生しないよう関係法令等を遵守の上、適正に処理します。</p> <p>なお、当該不動産取得税については、調定決定前であったので、正当額により調定しました。</p>
<p>イ 不動産取得税については、取得した不動産の価格に基づき算出することとなり、取得した不動産が国又は地方公共団体から補助金の交付を受けてしたものであるときは、これを減免することとされているが、減免額の算定に用いる当該不動産の取得価額等を誤ったことから、不動産取得税額を過大に決定しているものが4件、130万7,300円、過少に決定しているものが2件、138万8,700円あった。(上川総合振興局)</p>	<p>不動産取得税の減免に当たっては、減免額算定のチェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過大及び過少となった不動産取得税については、納税義務者に事情を説明し、還付又は追徴しました。</p>
<p>ウ 個人の行う事業に対する事業税の課税において、事業を行った期間が1年に満たないときは、事業主控除の額は事業を行った月数に応じた額としなければならないが、この額の算定を誤ったことから、事業税の額が過少となっているものが、1件、8万500円あった。(上川総合振興局)</p>	<p>個人の行う事業に対する事業税の課税に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、チェック体制を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、過少となった事業税については、納税義務者から追徴しました。</p>
<p>エ 収入取扱員が1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、1件、41万3,000円あった。(農政部)</p>	<p>収入取扱員による現金の払込みに当たっては、職員に関係法令等の周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>オ 高等学校授業料について、高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請を行った者からは、審査結果を通知するまで徴しないこととされているが、これを徴しているものが、平成29年度(2017年度)において、2箇月分、1万9,800円あった。</p>	<p>高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請を行った者の高等学校授業料の徴収に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、高等学校授業料を徴した月に係る高等学校等就学支援金は、受給者に支</p>

<p>また、受給資格の認定を行った後においては、当該認定した月分の授業料を徴しないこととなるが、これを徴しているものが、平成29年度(2017年度)において、7箇月分、6万9,300円、平成30年度(2018年度)において、2箇月分、1万9,800円あった。 (清水高等学校)</p>	<p>払いました。</p>
<p>カ 看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、2名分、36万7,200円あった。 (旭川高等看護学院)</p>	<p>看護学院の授業料の免除に当たっては、複数の職員が証明書類の確認を行うようにチェック体制を強化するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、授業料免除取消に伴う未徴収分については、保護者へ事情を説明し、授業料の納入の処理を行いました。</p>
<p>キ 看護学院授業料の免除については、申請者と生計を一にする者の全てについて、市町村民税が非課税とされている世帯に属する者であることを要件としているが、この要件に該当しない者の授業料を免除しているものが、1名分、18万3,600円、課税状況の確認を行わず免除しているものが、4名分、70万4,400円あった。 また、免除に関する事務の取扱いについて、要領を定めることとされているが、これを行っていなかった。 (紋別高等看護学院)</p>	<p>看護学院の授業料の免除に当たっては、職員全体で制度の理解を深め、その可否の確認を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、授業料免除に伴う未徴収分については、保護者へ事情を説明し、免除要件が未確認の者については書類の提出を求め、要件に該当しない者について、授業料の納入の処理を行いました。 また、入学検定料等の免除に関する事務取扱要領を定め、平成30年度(2018年度)分授業料から適用しました。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>ア 個人の行う事業に対する事業税を課するときは、所得税の不動産所得及び事業所得を基準とし、青色申告特別控除の適用がある場合には当該所得に青色申告特別控除額を加算しなければならないが、これを行わずに算定したことから、事業税の額が過少となっているものが、3件、1万5,000円あった。 (後志総合振興局)</p>	<p>個人の行う事業に対する事業税の課税に当たっては、入力内容のチェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過少となった事業税については、納税通知に基づき納付を受けました。</p>
<p>イ 個人の行う医業等に対して事業税を課する場合においては、調査によって課税所得を決定しなければならないが、この算定を誤ったことにより、事業税の額が過大となっているものが、平成29年度(2017年度)において4件、1万7,000円、平成30年度(2018年度)において5件、2万9,600円あった。 (上川総合振興局)</p>	<p>個人の行う事業に対する事業税の課税に当たっては、チェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過大となった事業税については、納税義務者へ還付しました。</p>
<p>ウ 個人の行う事業に対する事業税の課税において、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人の場合には、調査により所得を決定して事業税を課することとされているが、この調査による所得の決定に当たり、加算すべき所得税の青色申</p>	<p>個人の行う事業に対する事業税の課税に当たっては、課税内容のチェック体制を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過少となった事業税については、納税通知に基づき納付を受けました。</p>

<p>告特別控除額の金額を誤ったことから、事業税の額が過少となっているものが、1件、2万2,900円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	
<p>エ 道税に係る徴収金の引継ぎを受けた場合には、当該徴収金の引受けの決定及び調定をしなければならないが、法人道民税、法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税について、これを行っていないものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>道税に係る徴収金の引継ぎに当たっては、引受けに関する帳票が配信される日程を確認し、引受けの決定等に遺漏のないよう事務処理を改め、再発防止に努めます。</p>
<p>オ 収入取扱員が現金を領収する場合は、合計金額が訂正された納付書により領収してはならないこととされているが、これにより領収しているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>収入取扱員の現金収納事務に当たっては、納付書の確認について職員へ周知徹底するとともに、受領した職員以外の職員による二重チェックを実施し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>カ 診療所使用料の収納事務において、医療費の自己負担金が当該月の末日までに完納されないときは、その未納額について月末に調定を行い、納入通知書を納入義務者に送付しなければならないが、これらを行っていないものや調定が遅延しているものがあった。 (留萌振興局、オホーツク総合振興局)</p>	<p>診療所使用料に係る調定及び納入通知書の送付に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>キ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査させなければならないが、検査員の指定を行わないまま検査を行っているものがあった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>収入取扱員等の収納事務に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ク 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査をさせなければならないが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (伊達高等学校)</p>	<p>収入取扱員等の収納事務の検査に当たっては、関係法令等に基づき指定した検査員による検査の実施を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ケ 収入取扱員等の収納事務については、あらかじめ決定書等により指定した検査員に検査させなければならないが、日常検査を行っていないものがあった。 また、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>収納事務の日常検査に当たっては、関係法令等を遵守し、速やかに検査を実施するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>コ 収入取扱員は、納入義務者から現金の納付を受けたときは、現金領収証書に必要事項を記載し、これを交付することとされているが、納入者を誤って記載した現金領収証書を交付しているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>収入取扱員等の収納事務に当たっては、関係法令等を遵守するよう職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>サ 収入取扱員が、1万円以上の現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に</p>	<p>現金の払込みに当たっては、関係法令等を遵守するよう関係職員に周知徹底す</p>

<p>指定金融機関等に払い込まなければならないが、この期間を超えて払い込んでいるものが、1件、1万3,348円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>るとともに、内部牽制の強化を行い、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>シ 生活保護費返還金について、納入義務者が納期限までに返還金を納付しないときは、滞納整理票を作成し、収納が完結するまでの間、発生事実等について滞納整理票により、調定済債権を管理しなければならないが、これを作成していないものや、督促や催告の処理経過を記録していないものがあった。 (後志総合振興局)</p>	<p>生活保護費返還金に係る債権管理に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、滞納整理票の作成及びその経過記録についてチェック体制を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ス 海岸占用料等について、納付義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、納付義務者が督促状の指定期限までに納付すべき金額を納付しないときは、文書や電話等による催告を行うこととされているが、これを長期間行っていないものがあった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>海岸占用料等の債権管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>セ 給与等の返納について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合は、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、30日を超えて督促状を発付しているものなどがあった。 (教育庁)</p>	<p>給与等の返納の督促に当たっては、納入義務者の納入状況の確認を十分行うなど業務管理を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ソ 高等学校授業料について、授業料が納付期限までに納付されない場合は、納付期限後30日以内に、授業料納付督促書により、期限を指定して納入義務者等に対して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (室蘭東翔高等学校)</p>	<p>高等学校授業料の督促に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>タ 住宅使用料に係る過年度未収金について、長期間にわたり繰り越されているものがあったが、この繰越額の内容を確認しないまま、当該未収金の解消のための措置を執っていないものがあった。 (上川総合振興局)</p>	<p>住宅使用料に係る過年度未収金の管理に当たっては、債権の内容を十分確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該未収金については、不納欠損処理をしました。</p>
<p>(2) 支出に係る事項</p>	
<p>ア 報酬、職員手当等、賃金</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(7) 協議会委員に係る報酬を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わず会議を開催し、事後に決定書を</p>	<p>協議会委員に係る報酬の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

作成しているものが、4件、10万円あった。
(上川総合振興局)

- (イ) 特別職非常勤職員の報酬について、付与すべき年次有給休暇の日数等を誤り、欠勤を年次有給休暇として処理したことから、過払いとなっている部局が、計3部局あり、その合計は、8名分、22万8,822円あった。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
空 知 総 合 振 興 局	2	88,550
渡 島 総 合 振 興 局	3	69,112
十 勝 総 合 振 興 局	3	71,160
計	8	228,822

特別職非常勤職員に対する報酬の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

《指導事項》

- (フ) 通勤手当の支給において、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、手当を支給することはできないが、これを支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、1万5,272円あった。

(保健福祉部)

通勤手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

- (イ) 特別職非常勤職員の通勤費用相当額の支給において、1箇月の通勤回数を誤ったことから、過払いとなっているものが3名分、1万2,498円、未支給となっているものが1名分、1,308円あった。(石狩振興局)

通勤費用相当額の支給に当たっては、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。

- (ウ) 農林漁業普及指導手当については、普及指導員が、月の初日から末日までの間において、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上普及事務に従事した場合に支給することとされているが、この要件を満たしていないにもかかわらず手当を支給したため、過払いとなっている部局が、計2部局あり、その合計は、2名分、5万7,839円あった。

(単位：名、円)

部 局 名	人 数	金 額
オホーツク総合振興局	1	17,411
根 室 振 興 局	1	40,428
計	2	57,839

農林漁業普及指導手当の支給に当たっては、勤務実績及び支給要件や内容等を確認するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

- (イ) 寒冷地手当の支給において、認定権者は毎年1月1日現在において現に手当の支給を受けている職員について、扶養手当等確認調書を作成し、当該手当の事後の確認を厳正に行うこととされているが、確認が不十分であったことなどから、平成29年(2017年)11月から平成31年(2019年)2月までの期間において、過払いとなっているものが、1名分、3万7,800円あった。(教育庁)

寒冷地手当の支給に当たっては、各学校に対し、世帯区分の変更があった際に「寒冷地手当世帯区分状況報告書」を提出するよう引き続き周知するとともに、学校職員の扶養手当等に係る事後の確認において、寒冷地手当の世帯等の区分を十分確認するよう努めます。

なお、過払分については、返納の処理を行いました。

<p>(オ) 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、2名分、1万7,000円あった。 (宗谷総合振興局)</p>	<p>管理職特別勤務手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の事務処理を行いました。</p>
<p>(オ) 管理職員特別勤務手当については、管理職員が週休日に勤務したときに支給することとなるが、勤務していない職員に対し手当を支給したことから、過払いとなっているものが1名分、7,000円、勤務したにもかかわらず、未支給となっているものが2名分、2万9,500円あった。 また、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、2名分、7,000円あった。 (日高教育局)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。 また、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(カ) 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務に引き続き4時間程度従事した場合などに支給することとなるが、当該業務に従事していないにもかかわらず支給したことから、過払いとなっているものが、2名分、7,200円あった。 (室蘭東翔高等学校)</p>	<p>教員特殊業務手当の支給に当たっては、他の業務に当たった時間が含まれていないか十分に確認するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(キ) 時間外勤務手当については、宿直勤務を命ぜられた時間においては支給しないこととされているが、宿直勤務に従事している時間中に時間外勤務手当を支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、6,369円あった。 (帯広警察署)</p>	<p>時間外勤務手当の支給に当たっては、勤務実績の内容と支給額の確認を確実にし、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分については、返納の処理を行いました。</p>
<p>(ク) 賃金の支給について、臨時職員が2箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上を勤務した場合には、有給休暇を3日間付与することとされているが、これを付与せず、欠勤として処理したことから、未支給となっているものが、1名分、2万370円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>臨時職員に対する賃金の支給に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>(ケ) 賃金の支給において、有給休暇の付与日数を誤ったことから、過払いとなっているものが、1名分、2万370円あった。 また、欠勤時間を誤ったことから、未支給となっているものが、平成29年度(2017年度)において、1名分、5,901円、平成30年度(2018年度)において、1名分、9,339円あった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>賃金の支給に当たっては、休暇処理簿や出勤簿等の関係書類を複数の職員で確認を行うとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。</p>

<p>(コ) 賃金の支給において、有給休暇を付与する日を誤ったことから、過払いとなっているものが1名分、7,539円、未支給となっているものが1名分、8,610円あった。 (留萌振興局)</p>	<p>賃金の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めます。 なお、過払分及び未支給分については、返納及び追給の処理を行いました。</p>
<p>イ 負担金、補助及び交付金</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>特定不妊治療費助成事業において、助成事業の対象となる者の要件は、夫及び妻の合計所得金額が、1月から5月までの間に申請があった場合は前々年の所得、6月から12月までの間に申請があった場合については前年の所得が、道の定める基準金額未満であることなどとされているが、8月に申請のあった者に対する審査に当たり、前年の所得金額が基準金額以上であるにもかかわらず、前々年の所得により助成を決定したことから、助成金が過大となっているものが、1件、7万5,000円あった。 (空知総合振興局)</p>	<p>特定不妊治療の助成に当たっては、北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱等に基づき審査を適切に行うとともに、制度を職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めます。 なお、過大となった助成金については、返納の処理を行いました。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>政務活動費の収支報告書等の提出があったときは、収支報告書や領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを確認するとともに、条例で定める経費の範囲に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、あて名のない領収書の写しを有効なものとして受理しているなど、提出された領収書等の写しの内容を十分に確認していないものがあった。 (議会事務局)</p>	<p>政務活動費の収支報告書等については、政務活動費の執行に係る留意事項に従って記載等がされているかを複数職員で確認するなど、領収書の写しなどの提出書類に記載漏れ等の不備がなくなるよう適正な事務処理に努めます。 また、会派及び議員に提出依頼をする際に、提出に係る注意事項により周知を図ります。</p>
<p>ウ その他</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(7) 報償費を執行する場合や少額工事を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに事業を実施しているものや、決定書を事後に作成しているものが、5件、39万9,466円あった。 また、少額工事の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、16万9,560円あった。 (寿都高等学校)</p>	<p>報償費の執行や少額工事の契約及び支出に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに口頭で契約し、決定書を事後に作</p>	<p>物品購入の契約及び支出に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>成しているものが、7件、12万2,250円あった。</p> <p>また、物品の納入において、供給人から履行期限内に物品を納入することができない旨の申立てがあったときは、履行延期願を提出させなければならないが、これを行わずに物品購入決定書を再作成し、納入期限内に納入したとしているものが、1件、9万720円あった。</p> <p>さらに、支出の証拠書類は、部局長が保管しなければならないが、プール上屋シート取付業務契約に係る請求書などを紛失し、支払が遅延しているものが、2件、81万円あった。 (上川教育局)</p>	<p>また、物品の納入において、供給人から履行期限内に物品を納入することができない旨の申立てがあったときは、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>さらに、請求書などの支出の証拠書類については、一括保管するなどして、再発防止に努めます。</p>
<p>(ウ) 生徒の定期健康診断の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているものが、2件、13万8,758円あった。</p> <p>また、食糧費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求した日から15日以内に支払わなければならないが、未払となっているものが、上記を含め、8件、31万4,966円あった。 (小樽高等支援学校)</p>	<p>生徒の定期健康診断の契約に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、食糧費等の支出に当たっては、支払期限を十分確認して支出時期の管理を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p>なお、未払分については、支出の処理をしました。</p>
<p>(エ) 会場借上げに係る契約を締結しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、2件、12万2,990円あった。 (保健福祉部)</p>	<p>会場借上げに係る契約の締結に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) ブースターコイル改修工事において、請求や受領権限のない者からの請求書により、修繕料を支出しているものが、1件、162万円あった。 (近代美術館)</p>	<p>工事代金の支出に当たっては、委任状等により受領権限の確認を行うとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 食と観光需要喚起緊急対策事業委託業務契約において、請求権限のない者からの請求書により、委託料を支出しているものが、2件、2,213万4,000円あった。 (経済部)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、複数の職員による関係書類の確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 旅費の支給について、職員に旅行を命じ職員が出張したときは、旅費を支給しなければならないが、年度を超えて未支給となっているものが、2件、6万2,650円あった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 講師に対する報償費及び旅費の執行において、平成29年度(2017年度)予算で支出すべきところ、平成30年度(2018年度)予算で支出しているものが、1名分、7万964円あった。 (根室教育局)</p>	<p>講師に対する報償費及び旅費の支出に当たっては、適切な時期に支出するため、事業を担当する関係職員の間で情報を共有するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(ケ) 庁中常用の経費として資金前渡できる扶助費については、特に現金をもって支払を要するものに限られるが、口座振替払が可能であったにもかかわらず、前渡資金により支払っているものが、1件、25万6,360円あった。 (大沼学園)</p>	<p>扶助費の支出に当たっては、事前の支払方法の確認を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(コ) ホッカイドウ競馬レースにおいて、着順の確定及び払戻し開始後に、1着馬及び2着馬の順位判定が誤りだったことが判明し、改めて正しい到達順位に基づいて、払戻しを行ったことから、不経済な支出となっているものが、1件、1億268万9,652円あった。 (農政部)</p>	<p>ホッカイドウ競馬の開催に当たっては、着順誤審の再発防止を徹底するとともに、農林水産省等の指導を受けながら、競馬事業の適正な運営に努めます。</p>												
<p>《指導事項》</p>													
<p>(ク) 講師謝金に係る報償費を執行するときは、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為を行わなければならないが、これを行わず会議等を開催し、事後に決定書を作成している部局が、計2部局あり、その合計は、2件、8万4,000円あった。 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="272 999 831 1144"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>1</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>84,000</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	胆 振 総 合 振 興 局	1	44,000	渡 島 総 合 振 興 局	1	40,000	計	2	84,000	<p>講師謝金に係る報償費の執行に当たっては、その内容を明らかにした決定書の事前作成を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額											
胆 振 総 合 振 興 局	1	44,000											
渡 島 総 合 振 興 局	1	40,000											
計	2	84,000											
<p>(キ) 捜査用報償費の執行において、捜査員が捜査協力者に対し協力謝礼として現金を交付した場合には、捜査協力者が宛名、金額、日付、住所及び氏名を記載した領収証書を徴取することなどとされているが、誤った宛名の領収証書を受領しているものがあった。 (岩内警察署)</p>	<p>捜査用報償費の執行に当たっては、その手続について関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(ク) 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令により、旅行命令簿を当該旅行者に提示して行わなければならないが、旅行命令を発した後、旅行命令簿を作成していないものがあった。 (北見方面本部)</p>	<p>旅費の執行に当たっては、関係書類の作成及び点検を確実に実施し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(ケ) 役務費の執行において、請求権限のない者に産業廃棄物処分業務委託料を支払っているものが、1件、6,480円あった。 (倶知安警察署)</p>	<p>債権者に対する支払に当たっては、委任状等により、その請求及び受領権限を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(コ) エレベータ保守点検業務において、請求や受領権限のない者からの請求書により、委託料を支出しているものが、1件、2万8,350円あった。 (留萌教育局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、委任状等により受領権限の確認を行うとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(カ) 印刷物の製造代金等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以</p>	<p>印刷物の製造代金等の支出に当たっては、支払遅延が生じないように、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												

<p>内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、9件、148万990円あった。 (保健福祉部)</p>	
<p>(キ) 庁舎等清掃業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、18万5,149円あった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、支払遅延が生じないように、契約の条項の確認や管理職員が作業の進捗状況を確認するなど再発防止策を講じるとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 庁舎暖房設備保守管理業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、36万552円あった。 また、料金後納郵便において、郵便料金の支出は、郵便会社が指定する期日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、10万2,555円あり、これにより遅延利息を支出しているものがあった。(根室振興局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、支払遅延が生じないように、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 機械警備業務委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月15日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、3件、96万5,954円あった。(胆振教育局)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、契約書に規定する支払期限を確認して支出時期の管理を徹底し、支払遅延の再発防止に努めます。</p>
<p>(コ) 警備委託契約において、委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、13万1,760円あった。(水産林務部)</p>	<p>委託料の支出に当たっては、支払遅延が生じないように、チェックシートを作成し、毎月の支出状況を管理するなど、再発防止策を講じるとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 借上公宅賃貸借契約において、賃料は契約書に基づき、7月から9月までの第2四半期分については、6月末日までに支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、14万4,000円あった。(帯広美術館)</p>	<p>使用料及び賃借料の支出に当たっては、契約書に規定する支払期限を確認して支出時期の管理を徹底し、支払遅延の再発防止に努めます。</p>
<p>(シ) 工事請負費等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものが、2件、23万3,280円あった。(石狩教育局)</p>	<p>工事請負費等の支出に当たっては、支払期限を確認して支出時期の管理を徹底し、支払遅延の再発防止に努めます。</p>
<p>(ス) 備品購入費等の支出においては、契約書に基づき、相手方から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、2件、383万85円あった。(後志教育局)</p>	<p>備品購入費等の支出に当たっては、契約書に規定する支払期限を確認して支出時期の管理を徹底し、支払遅延の再発防止に努めます。</p>

<p>(七) 緊急かつ予期しない経費として資金前渡することができるもののうち、扶助費については、児童への突発的な食事代等とされており、かつ、職員が出張先等において、やむを得ず立て替えて支払う必要がある場合に限り、当該立替金を資金前渡の手続により支払うこととされているが、あらかじめ計画された事業に係る食料品の購入について、本来、決定書を作成して、支出負担行為をすべきであったが、これを行わず、私費立替払した職員に、当該立替金を前渡資金により支払っているものが、1件、1万1,772円あった。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>扶助費の支出に当たっては、請求書払に対応している業者の確認を行うとともに、関係法令等を遵守し、再発防止に努めます。</p>
<p>(ウ) 河川法に基づく土地占用料において、占用料の算定を誤り過大に徴収したため、正當額との差額を還付するに当たり還付加算金を支出しているものが、9件、1万3,100円あった。(釧路総合振興局)</p>	<p>河川法に基づく土地使用料の算定に当たっては、算定時に金額等のチェックを入念に行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 契約に係る事項</p>	
<p>ア 工事契約</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>林道維持工事において、施工中の工事箇所が大雨等による影響を受けたため、盛土工、排水施設工の施工数量を著しく変更する必要がある場合は、通常的设计変更として扱うこととされているが、これを行わずに概数の確定による设计変更で処理しているものがあつた。(空知総合振興局)</p>	<p>土木工事の概数確定に当たっては、関係法令等に基づき適切に処理するよう関係職員を指導し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 委託契約</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(ア) 委託業務に係る指名競争入札の執行において、業務の内容が工事に係る設計、測量、地質調査等の委託契約に該当する場合は、関係部長等が定める基準に基づき、最低制限価格を設定することとされているが、最低制限価格を設定しなかったことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、680万4,000円あつた。(空知総合振興局)</p>	<p>委託契約に係る指名競争入札に当たっては、最低制限価格の設定漏れがないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 庁舎有人警備業務において、予定価格の積算を誤り、最低制限価格を高く設定したことから、落札とすべき者を失格としているものが、1件、146万1,080円あつた。 また、庁舎周囲除雪業務において、予定価格の積算を誤ったことから、競争入札により契約を締結すべきところ、随意契約をしているものがあつた。(経済部)</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、積算内容を複数の職員で確認するなど、誤りがないよう十分に精査し、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(ウ) 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としているものが、1件、166万2,120円あった。</p> <p>また、当該委託料は契約書に基づき、毎月10日までに前月分を支払うこととされているが、この期限を超えて支出しているものが、1件、12万8,084円あった。</p> <p>(胆振総合振興局)</p>	<p>最低制限価格の設定に当たっては、その基礎となる積算書を複数の決裁関係者で内容を再確認するなど、チェック体制を徹底するほか、予定価格調書作成時においても、契約担当者等が記載内容を十分確認するように努めます。</p> <p>また、委託料の支出に当たっては、支払遅延防止対策として支出予定一覧を作成し、チェックを徹底するなど、契約条項に基づいた支払期限を十分に確認し、支払遅延が生じないように、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格を高く設定したことから、落札者とすべき者を失格としているものが、1件、189万9,720円あった。</p> <p>(オホーツク総合振興局)</p>	<p>委託契約の最低制限価格の設定に当たっては、積算内容を確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 庁舎等清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、230万8,068円あった。</p> <p>また、業務処理要領では、契約期間に2回実施することとしているブラインド清掃について、1回分が未実施であったにもかかわらず、委託料を支出しているものがあった。</p> <p>(釧路総合振興局)</p>	<p>委託契約の最低制限価格の設定に当たっては、積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、委託料の支出に当たっては、業務実施回数に誤りが無いかなど業務内容を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格を低く設定したことから、失格とすべき者を落札者として契約しているものが、1件、546万5,880円あった。</p> <p>(紋別高等看護学院)</p>	<p>委託契約の予定価格及び最低制限価格の設定に当たっては、チェックリストを作成し、積算方法に変更がある都度修正を行い、積算の誤りを防ぐなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっているものが、1件、14万3,558円あった。</p> <p>(総務部)</p>	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、消費税等相当額の取扱いについて十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 管理運営業務の予定価格の積算において、業務に使用する部屋の面積を誤ったことから、予定価格が過大となり、契約金額が割高となっているものが、1件、7万3,574円あった。</p> <p>(経済部)</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、業務受託に係る条件等を相手方に十分確認するとともに、積算内容を複数の職員で確認するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 小児救急電話相談事業運営業務の予定価格の積算において、一般管理費等率などについては、積算基準等で率の範囲のうち最</p>	<p>委託業務の予定価格の積算に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>低値を用いることとされているが、特段の理由もなく、これと異なる率を用いて算出したことから、予定価格が過大となっているものが、1件、56万1,600円あった。 (保健福祉部)</p>													
<p>(イ) 委託契約の予定価格の積算において、消費税等相当額が含まれる経費については、消費税等相当額を除いて積算する必要があるが、消費税等相当額が含まれる旅費について、これを控除せず積算し、消費税等相当額を加算したことから、契約金額が割高となっている部局が、計2部局あり、その合計は、3件、5万6,095円あった。 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="272 689 831 837"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 福 祉 部</td> <td>1</td> <td>30,243</td> </tr> <tr> <td>経 済 部</td> <td>2</td> <td>25,852</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3</td> <td>56,095</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	保 健 福 祉 部	1	30,243	経 済 部	2	25,852	計	3	56,095	<p>委託契約の予定価格の積算に当たっては、消費税等相当額の取扱いについて十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額											
保 健 福 祉 部	1	30,243											
経 済 部	2	25,852											
計	3	56,095											
<p>(ウ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、浄化槽保守点検等管理業務委託契約において、封入した予定価格調書を異なるものに差し替えているものがあった。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>予定価格調書の作成及び保管に当たっては、その意義を理解し、記載内容を十分確認するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(エ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、職業訓練業務委託契約において、予定価格調書を差し替えているものがあった。 (函館高等技術専門学院)</p>	<p>予定価格調書の作成及び保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(オ) 予定価格調書は、適切な方法で保管しなければならないが、エレベーター保守点検業務委託契約において、予定価格調書を差し替えているものがあった。 (胆振教育局)</p>	<p>開札後の予定価格調書の保管に当たっては、事務処理を適切に行うよう職員の意識の徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、再発防止に努めます。</p>												
<p>(カ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、税を滞納している者でないことや健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。 (総合政策部、保健福祉部、農政部、 函館高等技術専門学院)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、資格要件の確認に必要な書類を徴するなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(キ) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、障害者総合支援法の規定による指定相談支援事業所を運営する法人であることや、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これらを確認しないまま、資格審査を行っているものがあった。 (渡島総合振興局)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、資格要件の確認に必要な書類を徴するなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												

<p>(ク) 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、子供の学習支援又は相談支援の実績があり、生活困窮世帯等の子供の学習支援事業の趣旨を理解し、事業を適切、公正、中立、かつ効果的に実施できる者であることや、健康保険法等の規定による届出の義務を履行していない者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これらを確認しないまま、資格審査を行っているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>公募型プロポーザル方式の参加資格要件の審査に当たっては、資格要件の確認に必要な書類を徴するなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ケ) 埋蔵文化財発掘調査委託契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあつた。 (胆振総合振興局)</p>	<p>委託契約に係る随意契約を行うに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(コ) 産業廃棄物の収集運搬、処分に当たっては、産業廃棄物の種類、数量等を記載した契約書によりそれぞれ許可を有する者に委託しなければならないが、処分業の許可を有しない者に収集運搬及び処分に係る業務を契約書を作成せずに行わせているものがあつた。 (旭川高等看護学院)</p>	<p>産業廃棄物の処理に当たっては、業者の処分業の許可状況を十分に確認するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 委託契約において、契約書には、破産法の規定により選任された破産管財人などによる契約解除の場合は、賠償金を徴収する旨を記載することとされているが、これを記載していないものがあつた。 (総務部、保健福祉部、農政部、水産林務部、空知総合振興局、石狩振興局、胆振総合振興局、オホーツク総合振興局、釧路総合振興局、漁業研修所)</p>	<p>委託契約書の作成に当たっては、関係法令等の改正についてその都度確認を行い、改正内容を反映するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 委託契約において、契約書には、破産法の規定により選任された破産管財人などによる契約解除の場合は、賠償金を徴収する旨を記載することとされているが、これを記載していないものがあつた。 (留萌教育局)</p>	<p>委託契約に係る契約書の作成に当たっては、契約書の記載内容が適切であるかを十分確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 委託契約において、契約書には、破産法の規定により選任された破産管財人などによる契約解除の場合は、賠償金を徴収する旨を記載することとされているが、これを記載していないものがあつた。 (苫小牧警察署)</p>	<p>契約書の作成に当たっては、必要事項を記載するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 委託契約における業務の完了検査について、受託者から実績報告書等の提出があつたときは、支出負担行為担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査</p>	<p>委託契約における業務の完了検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。 (保健福祉部)</p>	
<p>(ヌ) 教育局長が契約を行う道立学校校舎等環境整備業務については、受託者が各学校に提出する業務報告書により、学校長が契約条項のとおり履行されているか確認し、当該月分の実施状況を教育局長に報告することとされているが、履行されていない業務があるにもかかわらず、契約条項のとおり履行されていると報告していた。 (根室高等学校、根室西高等学校)</p>	<p>道立学校校舎等環境整備業務に当たっては、契約条項及び業務処理要領の内容を十分把握するとともに、履行確認を確実に行った上で実施状況報告することを徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>(7) 物品購入に係る見積合せにおいて、見積書を提出する権限のない代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、これを有効なものとしたことから、本来契約すべき以外の者と契約を締結しているものが、1件、105万8,400円あつた。 また、契約担当者は、1件の予定価格が100万円以上の随意契約を締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、上記見積合せにおいて、これを作成していなかつた。 (総務部)</p>	<p>物品購入に係る見積合せに当たっては、委任状の確認を徹底するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、契約の相手方と協議を行い、無権代理人の契約行為について追認がありました。</p>
<p>(4) 実習指導に係る受託施設との協定において、書面により支払時期を明らかにするときは、適法な支払請求を受けた日から、30日以内の日としなければならないが、これを超える期間を約定した協定を締結しているものが、2件、58万9,680円あつた。 (紋別高等看護学院)</p>	<p>実習指導に係る受託施設との協定に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、現協定については、適切な支払期限となるよう、変更協定を締結しました。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 物品の購入契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあつた。 (渡島教育局)</p>	<p>物品購入契約に係る予定価格調書の作成に当たっては、記載誤りがないか十分確認するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 複写機等の賃貸借契約に係る入札の執行において、入札書の記載金額を加除訂正した場合は、当該入札を無効としなければならないが、これを有効としているものがあつた。 (日高振興局)</p>	<p>複写機等の賃貸借契約に係る入札の執行に当たっては、無効な入札書を有効としないよう、入札書の確認作業を複数人で行うなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 病性鑑定材料輸送容器収集運搬業務に係る単価契約において、誤って見積金額と予定価格とを比較したことから、予定価格を超えた金額により契約を締結しているものがあつた。 (空知総合振興局)</p>	<p>単価契約に係る契約事務に当たっては、見積価格や見積書比較価格を十分に確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務において、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、予定価格を定めなければならないが、これを定めずに、見積書を徴し契約しているものがあった。 (胆振総合振興局)</p>	<p>産業廃棄物収集運搬及び処分業務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(オ) 物品の賃貸借契約において、本来競争入札に付すべきものを随意契約により行う場合には、入札参加者指名選考委員会の審議に付さなければならないが、これを行っていないものがあった。 (留萌振興局)</p>	<p>物品の賃貸借契約に係る随意契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(カ) 不用品を売り払うときは、予定価格を定めた上で、売り払わなければならないが、予定価格を定めないまま、売払いを行っている部局が、計2部局あり、その合計は、8件、6万6,321円あった。 (単位：件、円)</p> <table border="1" data-bbox="272 824 831 969"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教 育 庁</td> <td>1</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>図 書 館</td> <td>7</td> <td>36,321</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8</td> <td>66,321</td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	教 育 庁	1	30,000	図 書 館	7	36,321	計	8	66,321	<p>不用品の売り払いに当たっては、関係法令等に基づき、事前に予定価格を定めることを徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
部 局 名	件数	金 額											
教 育 庁	1	30,000											
図 書 館	7	36,321											
計	8	66,321											
<p>(キ) 物品購入契約等の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。 (環境生活部、保健福祉部、農政部、建設部、釧路総合振興局)</p>	<p>物品の購入等の納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(ク) 物品修繕契約における中間検査については、契約事務担当職員以外の者が検査を行うこととされているが、契約事務担当職員を検査員に指定し、検査を行っているものがあった。 (農政部)</p>	<p>物品修繕契約に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(ケ) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (後志総合振興局)</p>	<p>物品購入契約における履行確認検査に当たっては、あらかじめ指定された検査員により検査を行うことを徹底するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(ケ) 物品購入契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (帯広警察署)</p>	<p>物品購入契約における履行確認検査に当たっては、指定された検査員が検査を行うなど関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												
<p>(コ) 物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、検査員を指定し、検査を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。 また、少額工事の請負契約において、完成の届出があったときは、検査員が完成検</p>	<p>物品の賃貸借契約及び少額工事の請負契約に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>												

<p>査を行わなければならないが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあつた。(胆振総合振興局)</p>	
<p>(㏲) 物品の納品検査において、納品された物品の種類及び数量が物品購入決定書と異なっているにもかかわらず、契約の内容に適合する給付が完了したとして受領していた。(渡島総合振興局)</p>	<p>物品の納品検査に当たっては、物品購入決定書、納品書及び現品を突合するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(㏳) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>物品購入契約における納品検査に当たっては、検査員の指定漏れがないよう関係職員に周知徹底を図るとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(㏴) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあつた。 また、物品の賃貸借契約において、借入物品が納入されたときは、契約担当者等が指定する検査員が検査を行うこととされているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあつた。(十勝総合振興局)</p>	<p>物品購入や借上物品に係る納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(㏵) 物品購入契約における納品検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととされているが、検査を行っていないものがあつた。(農業大学校)</p>	<p>物品購入契約における納品検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(㏶) 塵芥収集処理運搬業務において、塵芥を収集する際には、契約担当者等が定める検査員が重量を確認することとされているが、これを行っていなかった。(恵庭北高等学校)</p>	<p>業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《検討事項》</p>	
<p>人間ドック事業の協定において、協定者及びその相手方が同一人となっており、同一人が当事者双方の代理人となることは原則としてできないと解されていることなどから、協定書における代表者等の見直しを検討する必要がある。(総務部)</p>	<p>人間ドック事業の協定については、相手方に対し、協定書における代表者等の見直しについて検討を依頼し、次回の協定から変更することとしました。</p>
<p>人間ドック事業の協定において、協定者及びその相手方が同一人となっており、同一人が当事者双方の代理人となることは原則としてできないと解されていることなどから、協定書における代表者等の見直しを検討する必要がある。(教育庁)</p>	<p>人間ドック事業の協定については、相手方の契約者を変更することとしました。</p>
<p>(4) 財産に係る事項</p>	

ア 公有財産

《指導事項》

- | | |
|--|--|
| <p>(ア) 道立学校において公有財産の異動があったときは、学校からの報告に基づき、当該学校を管轄する教育局において、教育財産等台帳を整理しなければならないが、当該整理を行っていないものがあった。
(日高教育局)</p> | <p>教育財産等台帳の整理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> |
| <p>(イ) 行政財産の使用を許可した自動販売機に係る加算料金については、自動販売機に設置の計量器により計量した使用実績に基づき算定することとされ、当該計量器は検定証印等の有効期間内のものでなければならないが、この有効期間を経過した計量器により計量した電力使用量に基づき加算料金を徴収しているものがあった。
(北見方面本部)</p> | <p>行政財産使用許可に係る加算料金の徴収に当たっては、関係法令等に基づき適切に行うよう関係職員に周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p> |

イ 物品

《指摘事項》

- | | |
|--|---|
| <p>自動車を自動車検査証の有効期間が満了後も使用しようとするときは、継続検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けなければならないが、これを行わないまま公用車を使用しているものがあった。
(渡島総合振興局)</p> | <p>公用車の保守管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な保守管理に努めます。</p> |
|--|---|

《指導事項》

- | | |
|---|---|
| <p>(ア) 物品の管理において、委託契約に伴い受託者から引渡しを受けた成果品であるカウンタダウンボードについて、その性質上備品として管理する必要があるが、これを行っていなかった。
(環境生活部)</p> | <p>委託契約に係る成果品の備品登録に当たっては、物品の取得後直ちに管理換することを前提として、受託者から管理換先に直接納品をさせる場合においては、管理換先への事務処理の指示を徹底するとともに、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
なお、当該成果品の引渡しを受けた管理換先において、物品受入（払出）決定及び備品登録を行いました。</p> |
| <p>(イ) 物品については、帳簿等の記録を的確に行い、常に保管内容を把握できるよう管理しなければならないが、既に、道の所有に属さない物品について、道の所有に属するものとして、記録したままになっているものがあった。
(檜山教育局)</p> | <p>道の所有に属する物品の管理に当たっては、保管内容の把握を徹底するとともに、帳簿等の記録と現品を照合するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> |
| <p>(ウ) 被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、貸与期間を経過した後に行わなければならないが、貸与期間を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与しているものが、1</p> | <p>被服の貸与に当たっては、購入決定書作成時にチェック用の補足資料を添付し、被服台帳の写しとともに回付することにより、複数の職員による確認を行うなど、適正な事務処理に努めます。</p> |

<p>件、7,560円あった。 (オホーツク総合振興局)</p>	
<p>(ウ) 被服の貸与において、現に貸与を受けている者に対する新たな貸与は、耐用年数を経過した後に行わなければならないが、耐用年数を経過していないにもかかわらず、新たに被服を購入し貸与しているものが、1件、9,936円あった。(石狩南高等学校)</p>	<p>被服の貸与に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(エ) 劇物の管理において、劇物の容器等には医薬用外劇物の文字を表示しなければならないが、これを行っていないものがあった。(木古内警察署)</p>	<p>劇物の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 劇物等の処分をするときは、物品供用員が、物品返納書を作成して物品管理者に提出しなければならないが、これを行わなかったことから、不用の決定がされないまま処分を行っているものがあった。(石狩振興局)</p>	<p>劇物等の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 劇薬の処分をするときは、物品不用決定書による不用の決定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。(日高振興局、留萌振興局)</p>	<p>劇薬の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(カ) 劇物の処分をするときは、物品不用決定書による不用の決定を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。(鹿追高等学校)</p>	<p>劇物の処分に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>ア 設計</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>道路改良工事において、横断排水路の摺付部に使用するふとんかごの設計に当たり、中詰材は網目より大きな15～20cmの石材としなければならないが、5～15cmの石材を使用する設計としていた。(オホーツク総合振興局)</p>	<p>工事の設計に当たっては、各種基準に基づき適切に処理するよう関係職員を指導し、適正な設計に努めます。</p>
<p>イ 積算</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>河川改修工事において、管理用道路の積算に当たり、天端敷砂利の転圧費を誤って計上したため、設計金額が41万400円過大となっていた。 また、現場内で発生する残土の積込、運搬費等を計上していなかったため、設計金額が23万7,600円過少となっていた。 (後志総合振興局)</p>	<p>工事の積算に当たっては、積算条件の確認を徹底するよう関係職員を指導し、適正な積算に努めます。</p>

ウ 施工

《指導事項》

- | | |
|--|--|
| <p>(7) 治山工事において、土留工の背面盛土部分に暗渠工を施工するに当たり、暗渠管を地山に埋設することとしているが、地山を掘削せずに暗渠管を設置しており、設計と異なる施工となっていた。
(宗谷総合振興局)</p> | <p>暗渠工の施工に当たっては、特記仕様書に工事監督員による段階確認の指定を追加するとともに関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p> |
| <p>(4) 牛舎新築工事において、舗装コンクリートの施工に当たり、下層路盤の補足砂利として使用する骨材については、コンクリート再生骨材の使用を原則としているが、全量を天然骨材としていた。
(十勝総合振興局)</p> | <p>工事で使用する材料については、設計図書で定められた品質規格に対する適合性を施工前に業者から提出される関係書類で十分確認するよう関係職員を指導し、適切な施工に努めます。</p> |

エ 事務処理

《指導事項》

- | | |
|---|---|
| <p>(7) 砂防工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。
(空知総合振興局)</p> | <p>概数発注に係る数量の確定に当たっては、工事施工協議簿により数量を確定した後、着手するよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p> |
| <p>(4) 道路工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。
(上川総合振興局)</p> | <p>概数発注に係る数量の確定に当たっては、工事施工協議簿により数量を確定した後、着手するよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p> |
| <p>(ウ) 河川改修工事における工事用仮設道路の施工に当たり、新たに確認された支障物件によりルートを変更する場合には、工事着手前に設計変更の手続きを行わなければならないが、工事着手後に手続きを行っており、事務処理が適切でなかった。
(上川総合振興局)</p> | <p>工事の設計変更に当たっては、必要な時期に処理を行うよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p> |
| <p>(イ) 道路改良工事における横断管渠の施工に当たり、道路横断排水を処理するための仮設排水管の一部を支給材料とする場合には、支給材料の種類、引渡し方法等を定めて契約しなければならないが、契約書に必要な条項を定めることなく契約していた。
(留萌振興局)</p> | <p>支給材料に係る契約条項が適切でないものについては、特記仕様書での支給材料の対象の確認方法（位置図の確認、支給材料の記述）について関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p> |
| <p>(オ) 橋梁解体工事において、土工量等の概数を確定するに当たり、工事着手前に発注者と受注者が工事施工協議簿により、数量の確定を行わなければならないが、これを行っていなかった。
(釧路総合振興局)</p> | <p>概数発注に係る数量の確定に当たっては、工事施工協議簿により数量を確定した後、着手するよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p> |

<p>(カ) 急傾斜地崩壊防止工事において、土留柵の施工範囲を拡大して工事を行う場合には、設計変更の手続きを行い、契約変更後に着手しなければならないが、これ以前に着手しており、事務処理が適切でなかった。 (釧路総合振興局)</p>	<p>工事の設計変更に当たっては、必要な時期に処理を行うよう関係職員へ周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) その他</p>	
<p>ア 総則</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 収入取扱員については、部局長が任命した会計員のうちから任命しなければならないが、会計員に任命していない者を収入取扱員としているものがあつた。 (胆振総合振興局、留萌振興局)</p>	<p>収入取扱員の任命に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 歳入金に係る現金の収納事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に任命していない者が現金を取り扱っているものがあつた。 (日高振興局、上川総合振興局)</p>	<p>歳入金に係る現金の収納の事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 収入取扱員については、部局長が任命した会計員のうちから任命しなければならないが、会計員に任命されていない者を収入取扱員としているものがあつた。 また、納入義務者から現金の納付を受けたときは、現金領収証書に必要事項を記載し、交付しなければならないが、納入者を誤って記載した現金領収証書を交付しているものがあつた。 (上川総合振興局)</p>	<p>収入取扱員の任命に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、現金領収証書の交付に当たっては、記載事項を誤らないよう周知徹底し、再発防止に努めます。</p>
<p>(エ) 部局において、会計管理者の職務権限とされている事務に従事させる者については、会計員に任命しなければならないが、これを行わずに、当該事務に従事しているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>会計員の任命に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(オ) 収入取扱員が不在の場合に、歳入金に係る現金の収納を代行する職員については、部局長が任命した会計員のうちから指定しなければならないが、会計員に任命していない者を代行者に指定しているものがあつた。 (オホーツク総合振興局)</p>	<p>会計員等の任命に当たっては、任用期間毎に任命発令及び解任事務を適切に行うよう関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>イ 計算証明等</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、出納員にこれを提出しなければならないこととされ、当該計算書には、資金前渡員が補助執行職</p>	<p>前渡資金の取扱いに当たっては、領収書の徴取漏れがないよう、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>員をして交際費を支払わせることとして、あらかじめ補助執行職員に対し前渡資金を交付した場合にあっては、前渡資金交付一覧表のほか、補助執行職員が支払先から徴した領収証書又は補助執行職員が作成した支払証明書を添付しなければならないこととされているが、これを添付していないものがあった。 (空知総合振興局)</p>	
<p>(イ) 資金前渡員は、毎月、前渡資金出納計算書を作成し、支出命令者を経て、出納員にこれを提出しなければならないこととされ、立替執行職員から請求があったときは、立替払一覧表に当該職員から提出された請求書及び領収証書又は支払証明書を添付して、前渡資金出納計算書を提出しなければならないが、これらを提出していないものがあった。 (後志総合振興局)</p>	<p>前渡資金出納計算書の作成及び提出に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 収入の証拠書類である調定書については、当該事務を所掌する部局長が保管しなければならないが、これを紛失しているものがあった。 (後志総合振興局)</p>	<p>財務に係る証拠書類の保管に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な管理に努めます。</p>
<p>(エ) 支出の証拠書類である補助金交付申請書及び交付決定に関する決定書については、当該事務を所掌する部長が保管しなければならないが、これらを紛失しているものがあった。 (環境生活部)</p>	<p>支出証拠書類の保管に当たっては、課外職員が閲覧し、又はその貸出しを受けようとするときは、文書管理規程に基づく主務課長の承認を確実に得ることとし、文書の適正な管理を徹底します。</p>
<p>(オ) 支出の証拠書類である旅行命令簿兼旅費請求書については、当該事務を所掌する部局長が保管しなければならないが、これを廃棄しているものがあった。 (十勝総合振興局)</p>	<p>旅行命令簿兼旅費請求書の廃棄に当たっては、保存期限が終了していることを複数の職員で確認するとともに、関係法令等を遵守し、再発防止に努めます。</p>
<p>(カ) 収入取扱員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管又は管理に係る帳簿等及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。 (根室振興局)</p>	<p>収入取扱員の異動による事務の引継ぎに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 資金前渡員に異動があったときは、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、その保管に係る帳簿及び証拠書類を後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。 (留萌振興局)</p>	<p>資金前渡員の異動による事務の引継ぎに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ク) 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、部内検査を行うこととされているが、検査対象期間中に取扱いのあった出納事務について、検査を行っていないものがあった。 (留萌振興局)</p>	<p>資金前渡員の所掌する現金の出納事務に係る検査に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 自動販売機設置に係る建物貸付収入債権については、債権管理簿を備え、その所掌に属する事務について必要な事項を記録しておかなければならないが、これを行っていないものがあった。(紋別高等看護学院)</p>	<p>自動販売機設置に係る建物貸付収入債権の管理に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、債権管理簿について、作成しました。</p>
<p>エ 現金及び保管有価証券</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>資金前渡員に係る前渡資金の手元保管金については、これを最も確実な方法で保管し、私金と混同してはならないが、前渡資金の一部を、職員の親睦会費等を保管する箱に入れたことから、前渡資金経理簿と手元保管金が不適合となっているものがあった。 (大沼学園)</p>	<p>資金前渡員に係る前渡資金の保管に当たっては、金種ごとの残額と毎回の出納を記録する受払簿を新たに作成し、前渡資金経理簿と現金の照合を関係職員が毎月実施するなど、チェック体制を強化するとともに、庁中常用経費とそれ以外の現金を異なる金庫に保管するよう改めました。</p>

5 公用車による交通事故等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置																																				
<p>(1) 公用車による交通事故</p>																																					
<p>《指摘事項》賠償金、修繕費用等が、1件100万円以上の支出があるもの 《指導事項》賠償金、修繕費用等が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</p>																																					
<p>《指摘事項》 公用車による交通事故が発生し、賠償金、修繕費用等として、71件、1,965万1,597円の支出等があった。 なお、全損により、2台の廃車があった。 (警察本部)</p> <p>注1 各方面本部及び警察署を含む。 注2 1件100万円以上の交通事故のほか、1件10万円以上の交通事故に係る件数及び金額を含む。</p>	<p>公用車の交通事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の安全確認の徹底、運転技術の向上、事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。</p>																																				
<p>《指導事項》 公用車による交通事故が発生し、修繕費用等として、計14部局で、37件、737万4,178円の支出があった。 なお、全損により、1台の廃車があった。 【修繕費用等の合計】 (単位：件、円、台)</p> <table border="1" data-bbox="225 1771 842 2121"> <thead> <tr> <th>部 局 名</th> <th>件数</th> <th>金 額</th> <th>全 損 に よる 廃 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空 知 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>332,822</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石 狩 振 興 局</td> <td>2</td> <td>307,627</td> <td></td> </tr> <tr> <td>後 志 総 合 振 興 局</td> <td>2</td> <td>220,356</td> <td></td> </tr> <tr> <td>胆 振 総 合 振 興 局</td> <td>4</td> <td>831,120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日 高 振 興 局</td> <td>2</td> <td>466,417</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 島 総 合 振 興 局</td> <td>3</td> <td>409,916</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上 川 総 合 振 興 局</td> <td>4</td> <td>577,087</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>留 萌 振 興 局</td> <td>1</td> <td>231,400</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部 局 名	件数	金 額	全 損 に よる 廃 車	空 知 総 合 振 興 局	2	332,822		石 狩 振 興 局	2	307,627		後 志 総 合 振 興 局	2	220,356		胆 振 総 合 振 興 局	4	831,120		日 高 振 興 局	2	466,417		渡 島 総 合 振 興 局	3	409,916		上 川 総 合 振 興 局	4	577,087	1	留 萌 振 興 局	1	231,400		<p>公用車による交通事故の対策については、これまで交通事故等の防止を含む綱紀保持の通達や全道振興局総務課長会議において、交通事故防止の注意喚起を行うとともに、公用車事故を分析し運転時等の注意事項等を記載した「交通事故速報」を各職場に周知し啓発を行っているほか、平成27年(2015年)12月からは自動車保険契約の契約業者が全道14振興局へ赴き、安全運転研修会を実施するなど、安全運転に対する意識の高揚を図っているところですが、 また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正な処分を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止</p>
部 局 名	件数	金 額	全 損 に よる 廃 車																																		
空 知 総 合 振 興 局	2	332,822																																			
石 狩 振 興 局	2	307,627																																			
後 志 総 合 振 興 局	2	220,356																																			
胆 振 総 合 振 興 局	4	831,120																																			
日 高 振 興 局	2	466,417																																			
渡 島 総 合 振 興 局	3	409,916																																			
上 川 総 合 振 興 局	4	577,087	1																																		
留 萌 振 興 局	1	231,400																																			

宗谷総合振興局	1	161,470	
オホーツク総合振興局	4	1,109,278	
十勝総合振興局	4	1,034,871	
釧路総合振興局	5	967,405	
根室振興局	2	591,925	
漁業研修所	1	132,484	
計	37	7,374,178	1

について職場ぐるみでの取組を強化しています。

引き続き、職員に対し、あらゆる機会を通じて注意喚起の取組を行うとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めます。

《指導事項》

公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、計3部局で、3件、79万3,216円の支出があった。

【修繕費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額
後志教育局	1	283,867
渡島教育局	1	210,006
帯広農業高等学校	1	299,343
計	3	793,216

公用車による交通事故防止の対策については、管理職員から職員に対して交通違反・事故防止のための注意喚起や職場研修の実施に取り組んでいるところです。今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めます。

(2) 行政事故

《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの

職務の執行において行政事故が発生し、賠償金として、1件、29万6,679円の支出があった。
(警察本部)

職務執行中における行政事故防止に当たっては、職員に対する教養や資料等の発出など、各種施策を講じ、その徹底を図っているところですが、今後一層の事故防止意識の高揚を図り、事故の防止に努めます。

(3) 管理瑕疵

《指摘事項》賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの

《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）

《指摘事項》

施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、1件、148万3,494円の支出があった。
(留萌振興局)

施設の管理瑕疵による事故の防止に当たっては、関係機関等との連携や不具合箇所の早期発見・早期補修を行うなど、同様の事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。

《指導事項》

漁港道路等の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、計2部局で、5件、145万4,591円の支出があった。

【賠償金の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額
水産林務部	4	1,349,591
胆振総合振興局	1	105,000
計	5	1,454,591

施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、関係機関等との連携や不具合箇所の早期発見・早期補修を行うなど、同様の事故が発生しないよう維持管理の徹底に努めます。

《指導事項》

施設の管理瑕疵による物損事故が発生し、賠償金として、5件、96万1,001円の支出があった。
(警察本部)

施設の管理瑕疵による事故防止に当たっては、日常の点検及び天候や積雪状況を踏まえた適宜の点検を確実に実施する

とともに、早期の状況把握や予防措置を徹底し、事故の防止に努めます。

(4) その他の事故等

《指導事項》賠償金等が、1件10万円以上の支出があるもの

灯油漏洩事故が発生し、賠償金として、1件、15万8,910円の支出があった。
(石狩振興局)

灯油漏洩事故防止に当たっては、灯油コックの確認など、状況把握を行い、再発防止に努めます。

灯油漏洩事故が発生し、処理費用として、計3部局で、3件、148万3,994円の支出があった。

公有財産の管理に当たっては、平素からの状況把握を徹底し、良好な管理に努めます。

【処理費用の合計】 (単位：件、円)

部局名	件数	金額
北警察署	1	140,400
函館中央警察署	1	410,400
美幌警察署	1	933,184
計	3	1,483,984

6 公有財産の損傷等が発生しているもの

監査報告の内容

講じた措置

(1) 物品の損傷が発生し、修繕費用等を支出しているもの

《指摘事項》修繕費用等として、合計額が5万円以上の支出があるもの
《指導事項》修繕費用等として、合計額が5,000円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）

《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計10部局で、25件、240万7,950円の支出があった。

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
総合政策部	1	131,630	パーソナルコンピュータ
空知総合振興局	4	312,528	公用車、パーソナルコンピュータ及びデジタルカメラ
胆振総合振興局	2	148,769	公用車
渡島総合振興局	3	276,720	公用車
上川総合振興局	3	230,245	公用車及びパーソナルコンピュータ
留萌振興局	1	226,951	スノーモバイル
宗谷総合振興局	5	467,245	公用車及びパーソナルコンピュータ
十勝総合振興局	2	135,878	公用車
釧路総合振興局	3	187,691	公用車
根室振興局	1	290,293	公用車
計	25	2,407,950	

《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計4部局で、5件、13万5,247円の支出があった。

物品の管理及び使用に当たっては、損傷が発生することがないように、職員に注

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
建設部	1	26,460	カラープリンタ
石狩振興局	1	44,604	パーソナルコンピュータ
後志総合振興局	2	40,747	パーソナルコンピュータ及び公用車
オホーツク総合振興局	1	23,436	パーソナルコンピュータ
計	5	135,247	

意喚起し、再発防止に努めます。

《指摘事項》

公用車の損傷が発生し、修繕費用として、1件、13万658円の支出があった。(根室教育局)

公用車の管理に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、運行前後の点検を確実に実施することにより、適正な管理に努めます。

《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計2部局で、2件、5万2,920円の支出があった。(単位：件、円)

物品の使用に当たっては、損傷が発生することのないよう、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

部局名	件数	金額	損傷物品
教育庁	1	8,640	パーソナルコンピュータ
室蘭養護学校	1	44,280	パーソナルコンピュータ
計	2	52,920	

《指摘事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用等として、計7部局で、14件、108万4,244円の支出があった。

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に務めます。

(単位：件、円)

部局名	件数	金額	損傷物品
警察本部	4	309,420	車載式速度測定装置、楽器、スマートフォン及び職印
旭川方面本部	1	222,890	公用車
北警察署	3	223,020	可搬式速度測定装置及び高性能カメラ
小樽警察署	2	56,160	デジタル一眼レフカメラ
函館中央警察署	1	86,130	公用車
留萌警察署	1	64,800	可搬式速度測定装置
帯広警察署	2	121,824	可搬式速度測定装置及び記録式飲酒検知器
計	14	1,084,244	

《指導事項》

物品の損傷が発生し、修繕費用として、計7部局で、9件、17万9,304円の支出があった。(単位：件、円)

物品の管理及び使用に当たっては、損傷等が発生することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に務めます。

部局名	件数	金額	損傷物品
函館方面本部	1	46,364	公用車
南警察署	1	40,608	公用車
白石警察署	1	14,040	デジタル一眼レフカメラ
豊平警察署	2	43,431	公用車
門別警察署	1	12,787	公用車
釧路警察署	2	14,849	公用車
斜里警察署	1	7,225	公用車
計	9	179,304	

(2) 物品の亡失

《指摘事項》

ア 物品の亡失が発生した部局が、8部局あった。

部局名	亡失物品
保健福祉部	共通乗車券
空知総合振興局	工事発生材及びドローン
石狩振興局	給油カード及び物品払出用カード
胆振総合振興局	公用車の鍵
上川総合振興局	共通乗車券及びデジタルカメラ
宗谷総合振興局	機械警備ICカードキー
根室振興局	セキュリティカードキー
札幌道税事務所	ICカード乗車券

物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

イ 物品の亡失が発生した部局が、4部局あった。

部局名	亡失物品
教育庁	共通乗車券(注)
根室教育局	セキュリティカードキー
寿都高等学校	電子キー
共和高等学校	校舎マスターキー、電子キー及び事務室金庫鍵

注) 亡失した券片2枚のうち1枚について、第三者に使用され、使用料として支出しているものが、1万150円あった。

物品の管理及び使用に当たっては、紛失や盗難に遭うことがないように、職員に注意を喚起し、再発防止に努めます。

ウ 物品の亡失が発生した部局が、2部局あった。

部局名	亡失物品
釧路方面本部	プリンタ
北警察署	プリンタ、公用車の鍵、携帯電話対応型緊急通報装置

物品の管理に当たっては、亡失することがないように、職員に注意喚起し、再発防止に努めます。

7 その他是正又は改善を求めたもの

監査報告の内容	講じた措置
(1) 経営に係る事業の管理	
《指摘事項》	
<p>ホッカイドウ競馬の経営は、平成23年(2011年)に策定した北海道競馬推進プランによるインターネット発売の拡大や、日本中央競馬会との相互発売などの取組、平成28年(2016年)3月に策定した第2期北海道競馬推進プランに基づく、レース情報の積極的な発信や高画質なレース映像の提供など、さらなる発売拡大の取組などにより、平成30年度(2018年度)の投票券発売額は、胆振東部地震の影響によるレース中止があったものの、251億円となり、単年度収支は、平成25年度(2013年度)から黒字が続いている。</p>	<p>平成31年度(2019年度)は、「第2期北海道競馬推進プラン」を着実に推進し、安定した収支構造の確立に向け、魅力ある番組づくりやレース情報の提供の充実等により、発売拡大を図るとともに、JRAとの相互発売の効果的な実施により、引き続き収益確保に努めます。</p> <p>平成31年度(2019年度)においては、次のような取組を行いました。</p> <p>[魅力ある番組づくり]</p>

<p>しかしながら、一般会計からの借入金に対する償還を行っているものの、累計の借入金は236億3,219万円と依然として多額となっていることから、安定した収支構造の維持に向け、引き続き経営の改善を図る必要がある。 (農政部)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○本賞金・出走手当の引上げ、特に3歳・3歳以上馬の重賞を充実 ○旭岳賞・北斗盃をH3→H2に格上げ ○早期出走奨励金の創設 〔発売対策〕 ○場外発売所A i b aにおけるJ R A馬券の発売、南関東競馬全レースの発売 ○競馬ファン向けの対応として場内大型ビジョンのLED化 ○門別競馬場にキャッシュレス投票を導入
<p>(2) 賠償金を支出しているもの</p>	
<p>《指摘事項》賠償金が、1件100万円以上の支出があるもの 《指導事項》賠償金が、1件10万円以上の支出があるもの（上記指摘事項を除く。）</p>	
<p>《指摘事項》 民間障害児入所施設において、道の措置により入所した児童の行方不明事件が発生し、損害賠償請求に係る和解に基づき、賠償金として、1件、1,600万円の支出があった。 (保健福祉部)</p>	<p>入所した児童の養育監護に当たっては、子どもの状況を十分把握し、家庭や施設と情報共有する等連携を図り、子どもが安心安全に生活できるよう努めます。</p>
<p>《指導事項》 生徒に対する不適切発言に係る訴訟において敗訴が確定し、賠償金として、1件、30万円の支出があった。 (教育庁)</p>	<p>職員の不祥事等の再発防止を図るため、あらゆる機会を通じて注意喚起し、職員一人一人が人権意識に基づき高い倫理感を持つよう指導の一層の充実に努めます。</p>
<p>(3) 給与を不正に受給しているもの</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>教諭による給与の不正受給が発生し、1件、117万3,180円の損害があった。 (教育庁)</p>	<p>職員の不祥事等の再発防止を図るため、学校への指導通知やあらゆる機会を通じて注意喚起し、職員一人一人が服務規律の確保や法令遵守の徹底について高い意識を持つよう指導の一層の充実に努めます。</p>
<p>(4) 軽微な設計変更の取扱いについて検討を求めたもの</p>	
<p>《検討事項》</p>	
<p>農道工事において、工事延長を拡大する設計変更に当たり、軽微な設計変更として事務処理しているものがあつた。農政部による設計変更の手引きでは、軽微な設計変更の範囲に工事延長の拡大に関する扱いが定められておらず、その取扱いについて検討する必要がある。 (農政部に対する検討事項)</p>	<p>農業土木工事では、多岐にわたる目的物をあらゆる現場条件の下で施工する特殊性が有り、当初に予見できない事態の変化については、受注者との的確な協議と発注者の迅速な対応が必要であることから「設計変更の手引き」を定めているところですが、工事延長を変更する設計変更については、特に定めが無いことから、事務処理要領に基づく範囲であるとして「軽微な設計変更」により工事延長の増を行っていたものです。 このため、農政部の手引きを工事延長の拡大に関する取扱いを加えて改正しました。</p>

【公営企業会計】

1 経営に係る事業の管理については是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
経営に係る事業の管理	
《指摘事項》	
<p>(1) 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が2億5,087万4,690円と8年連続の黒字決算となったところであるが、累積欠損金は80億8,538万6,983円となお多額となっているなど、厳しい経営状況にあるため、平成27年度(2015年度)から取り組んでいる経営健全化計画の収支目標にある、毎年度における純利益の計上と未処理欠損金の低減等に向けて、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)</p>	<p>工業用水道事業の経営については、黒字継続に向け、更なる経営基盤の強化を図るため、「北海道工業用水道事業経営健全化計画」(平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度))を策定し、経営改善に取り組んでいます。</p> <p>特に、石狩湾新港地域工業用水道については、需要の拡大による収益の増が喫緊の課題であるという認識のもと、北海道庁内の企業誘致部局等と連携し、「需要開拓促進連絡会議」の場などにおいて情報共有を図るとともに、配水管路沿線に立地する企業等に対して、新規受水や増量の案内をしているほか、工業用水に関心のある企業等を対象とした施設見学会を開催するなど、契約水量の増加を図るための取組を行っています。</p> <p>また、道営工業用水道をPRし需要の拡大に繋げるため、道内外で実施される企業誘致イベントに参加するほか、配水管路沿線の土地登記の異動を把握し、転売等をした所有者に対し、工業用水道の情報提供を行ったところです。</p> <p>その他、道民理解の促進を図るため、道営工業用水道に関するブログ、メルマガ、ツイッター、フェイスブックやダムカードの発行を通じ、情報の発信を強化しています。</p> <p>今後も、外部有識者で構成する「北海道企業局経営戦略に関する懇談会」における経営改善方策に係る意見等を踏まえながら、需要の拡大や支出の抑制による純利益の計上及び未処理欠損金の低減などに取り組み、「北海道工業用水道事業経営健全化計画」の着実な達成に向けて、引き続き経営の改善に努めます。</p>
<p>(2) 病院事業の経営については、当年度の純損失が5億5,268万2,996円となり、累積欠損金は533億4,072万2,978円に増加し依然として多額であることなど、病院事業の経営は極めて厳しい状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(道立病院局)</p>	<p>病院事業の経営については、依然として多額の累積欠損金を抱えるなど、厳しい経営状況にあると認識しております。</p> <p>このため、平成29年(2017年)4月から「北海道病院事業改革推進プラン」に基づき、最重要課題である医師をはじめとする医療従事者の確保に重点的に取り組んでいるほか、地方公営企業法の全部適用による経営の自由度を生かして、機動</p>

的・効率的な組織編成・人員配置など様々な取組を進めています。
 今後とも、地域で必要とされる医療の提供に引き続き努めながら、改革推進プランを着実に推進するとともに、全部適用のメリットを十分に活用し、病院事業の経営改善に取り組みます。

2 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
(1) 支出に係る事項	
《指導事項》	
<p>ア 管理職員特別勤務手当の支給において、管理職員の勤務に従事した時間が、勤務1回につき6時間を超える場合は、管理職手当区分に応じた額に100分の150を乗じて得た額としなければならないが、これを行わなかったことから、未支給となっているものが、2名分、2万4,500円あった。 (道立病院局)</p>	<p>管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分については、追給の処理を行いました。</p>
<p>イ 共通乗車券の管理において、取扱責任者は、乗車券綴を受領又は交付する必要があるときは、乗車券交付簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券綴の使用者から受領印を徴することとされているが、平成29年度(2017年度)及び平成30年度(2018年度)において、これらを行っていないものがあった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>共通乗車券の管理に当たっては、共通乗車券取扱基準及び同運用方針に基づき、乗車券交付簿を作成し、受領又は交付の際には、乗車券管理者の承認を得るとともに、券綴使用者から受領印を徴するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
(2) 契約に係る事項	
ア 工事契約	
《指導事項》	
<p>少額工事契約における完成検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員に指定されていない者が、検査を行っているものがあった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>少額工事契約における完成検査時の検査に当たっては、指定された検査員により検査を行うことを徹底するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
イ 委託契約	
《指導事項》	
<p>(ア) 庁舎清掃業務の予定価格の積算において、定期清掃の実施回数を誤ったため、予定価格が過大となっているものが、1件、202万9,320円あった。 (子ども総合医療・療育センター)</p>	<p>庁舎清掃業務の予定価格の積算に当たっては、実施回数などの積算内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>(イ) 委託契約において、契約書には、破産法の規定により選任された破産管財人などによる契約解除の場合は、賠償金を徴収する旨を記載することとされているが、これを記載していないものがあった。(羽幌病院)</p>	<p>委託契約書の作成に当たっては、必要事項を記載するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>ウ その他の契約</p>	
<p>《指摘事項》</p>	
<p>薬品の単価契約において、権限のない者と契約を締結し、支出しているものが、13件、36万3,608円あった。(向陽ヶ丘病院)</p>	<p>契約の締結や支出に当たっては、提出された委任状の内容を十分確認するなど、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p>	
<p>(7) 物品の購入契約に係る予定価格調書の作成において、予定価格を誤って記載しているものがあった。(江差病院)</p>	<p>予定価格調書の作成に当たっては、予定価格の意義を理解した上で、仕様書、設計書等を十分確認して作成し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(イ) 物品購入の納品検査において、契約の相手方から納品の通知を受けたときは、検査員が納品検査を行うこととされているが、検査当日に在勤していない職員が検査を行ったとしているものがあった。(江差病院)</p>	<p>物品購入の納品検査に当たっては、指定された検査員により検査を行うことを徹底するなど、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(ウ) 賃貸借契約において、入札書を提出する権限のない代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、これを有効なものとしているものがあった。(企業局)</p>	<p>賃貸借契約に係る入札の執行に当たっては、受領した委任状が有効であるか十分確認の上、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(3) 工事（技術）に係る事項</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>配水管布設工事において、掘削土砂の一時保管する場所を変更する場合は、設計変更の手続を行わなければならないが、これを行っていないかった。(企業局)</p>	<p>設計変更の必要が生じた場合は、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>(4) 会計経理に係る事項</p>	
<p>《指導事項》</p>	
<p>貯蔵品については、毎事業年度末に实地棚卸を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。 また、貯蔵品については、払出しの都度、費用計上することとされているが、実際には貯蔵品があるにもかかわらず、月末にその全てを払い出したものとして、費用処理しているものがあった。</p>	<p>貯蔵品については、払出しの都度、費用計上することとし、毎事業年度末には、实地棚卸を実施し、適正な資産管理及び経理処理に努めます。</p>
<p>〔 江差病院、羽幌病院、 緑ヶ丘病院、向陽ヶ丘病院 〕</p>	

(5) その他	
債権・基金	
《指導事項》	
<p>公宅の借上げにおいて、借上承認を受けた場合は、建物所有者と契約を締結した後に、債権管理簿等に記録整理しなければならないが、これを行っていないものがあった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>公宅の借上承認を受けた場合には速やかに建物所有者と契約を締結し、「借上公宅台帳」、「公宅管理票」及び「債権管理簿」に記録し、適正な事務処理に努めます。</p>

3 公用車による交通事故等が発生しているもの

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
公用車による交通事故	
《指導事項》	
<p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、1件、36万1,994円の支出があった。 (企業局)</p>	<p>公用車による交通事故防止については、職員に対し交通事故防止に努めるよう周知するとともに、交通安全研修や公用車安全運転技術講習などを通じて職員の交通安全に対する意識及び技術の向上を図り、交通事故の防止に努めます。</p>
<p>公用車による交通事故が発生し、修繕費用として、2件、48万2,170円の支出があった。 (緑ヶ丘病院)</p>	<p>職員の交通事故等の防止については、各院内会議など機会があるごとに注意を喚起し、その徹底を図っておりますが、今後とも、あらゆる機会を通じて職員に注意喚起するとともに、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めます。</p>